

## 千日紅繋和会 規約

第一条(名称) 本会は、千日紅繋和会(せんにちこうけいわかい)と称する。

第二条(設立日) 本会設立日 2020年4月1日

第三条(所在地) 本会は、東京都杉並区堀ノ内3丁目48-3に置く。

第五条(会の目的) 本会は、まちの緑化、地域の活性化、住民の癒しの空間の提供を行うことで、住民同士のつながりを深め、妙法寺を中心とした寺町として魅力あるまちづくりを目指す。

第六条(会の活動) 本会は、前条の目的を達成するために、下記の活動を行う。

- ・千日紅の花を育てる活動。
- ・千日紅の寄せ植えで商店街を緑化し、地域に癒しを与える活動。
- ・千日紅市などの地域イベントの実施、協力など地域活性のための活動。

第七条(下部組織) 本会の下部組織として千日紅同好会を配下に置くものとする。千日紅同好会は、千日紅の栽培や緑化、地域イベントを担当する。

第八条(会員) 本会は、役員と協議員として登録したものを会員とする。

第九条(会費) 本会の会員は別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費の金額や支払い方法については、総会での議決を経て決定する。
- 3 納入された会費は、理由のいかんに関わらず払い戻さない。

第十条(入会) 会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出し、役員承認を得るものとする。

第十一条(退会) 会員は、退会届けを提出することで退会することができる。

- 2 本会の規約に反する活動をしたものについて、役員会の議を経て除名とすることが出来る。

第十二条(役員) 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) 監査役

監査役は会員から選び、役員兼任はできません。

- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第十二条(職務) 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

- 3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

第十三条(解任) 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

第十四条(資産) 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第十五条(総会) 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席(委任状を含む)がなければ、開会することができない。

4 総会の議決は解散と規約の変更を除き、出席者の過半数で決するところとする。

5 総会を招集するときは、会員に開催の目的及び内容、日時、場所を示し、30日以上前に通知しなくてはならない。

第十六条(議事録) 総会の議事については、議事録を作成する。

第十七条(役員会) 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

3 役員会には、必要に応じて協議員や千日紅同好会代表が参加する。

第十八条(事業報告書及び決算) 会長は、毎事業年度終了後2か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

第十九条(事業年度) 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第二十条(解散) この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾(委任状を含む)を得なければならない。

第二十一条(委任) この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第二十二条(規約改定) 本会の運営に規約改正が必要な場合は、総会の出席者の4分の3以上の賛成(委任状を含む)を得て、変更することができる。

付 則 この規約は、設立日である平成30年9月1日より施行する。

尚、この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

令和2年9月1日

千日紅繋和会  
会長 山田 重子

東京都杉並区堀ノ内3丁目48-3